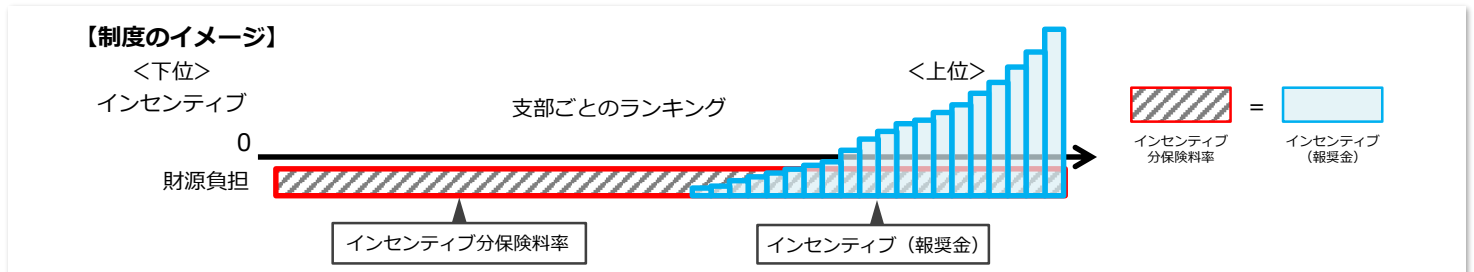


皆さまの取り組みで保険料率が変わります！

平成30年度から「インセンティブ制度」導入

インセンティブ制度とは・・・

加入者や事業主の皆さまの取り組みに応じて「インセンティブ」を付与し、各都道府県健康保険料率に反映されるという制度が平成30年度から導入されています。制度の財源としては、新たに全支部から保険料率の中に一律0.01%（※）を上乗せして拠出します。そのうえで特定健診・特定保健指導の実施率やジェネリック医薬品の使用割合などの5つの評価指標に基づいて、各支部の実績を偏差値方式で評価。上位過半数の支部は健康保険料率が引き下げられ、逆に下位の支部はアップされます。



(※1) この0.01%は、初年度の平成30年度は0.004%（保険料率への反映は令和2年度）、2年目の令和元年度は0.007%（同令和3年度）、3年目の令和2年度は0.01%（同令和4年度）と段階的に導入されます。

高知支部は総合評価が全国46位！
上位支部のインセンティブ(報奨金)付与分を負担しています

下位脱出へ！

「5つの指標」への
取り組みがカギ

令和元年度集計の結果、高知支部は47都道府県中第46位となっています（前年度は47位）。下記5項目の取り組みが推進されると、評価ポイントが高くなります。保険料抑制へ加入者・事業主の皆さまのご協力をお願いします。

5つの評価指標	皆さまにお願いしたいこと		評価の全国順位
① 特定健診等の受診率	加入者	協会けんぽの健診を毎年必ず受診してください。 お勤めの方：生活習慣病予防健診 ご家族の方：特定健診	14位
	事業主	協会けんぽの健診以外（事業者健診）を実施の事業所は健診結果データを協会けんぽへ提出してください。（40歳以上の協会けんぽ加入者分）	
② 特定保健指導の実施率	該当者	健診結果で「生活改善が必要」とされた場合には、特定保健指導を利用し、生活改善に取り組みましょう。	22位
	事業主	特定保健指導は主に保健師等が事業所を訪問、実施します。事業所で特定保健指導を受けられるよう環境整備にご協力ください。 ※健診当日に特定保健指導を受けることもできます。健診を申し込む際は実施機関にご相談ください。	
③ 特定保健指導対象者の減少率	加入者	生活習慣病は、日ごろの生活習慣が鍵となります。健診の結果に目を通し、日々の生活を振り返ってみましょう。生活改善に取り組み、次回の健診結果の改善を目指しましょう。	47位
④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の受診率	該当者	健診の結果、血圧、血糖値が「要治療（再検査含む）」の場合は、必ず医療機関を受診してください。	38位
	事業主	従業員の健診結果を把握し、『要治療者』に対して受診を促してください。	
⑤ 後発医薬品（ジェネリック）の使用割合	加入者	医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的に選択してください。	43位
※インセンティブ制度は、各指標の順位だけでなく、前年度からの伸び率など、総合的な評価で順位が決定されています。			総合評価 46位

お問い合わせ